

資料 3

福島県動物愛護管理推進計画の一部改正について

1 改正の理由等

平成30年度は計画の成果目標を評価する年にあたることから、中間目標の達成状況等を踏まえ、本県の現状に即した内容とする現行計画の一部改正を行う。

なお、本年度に国の基本指針改正が予定されていることについては、その際に推進計画を改正することにより対応する。

2 具体的な主な改正の内容

(1) 推進計画における「動物愛護センター」の位置づけ

平成29年4月1日に開所した福島県動物愛護センターを、計画の「具体的な施策の展開」の項において、県の動物の愛護と管理及び災害時の被災ペット対策を推進するための基幹的な拠点として明記する。

(2) 現状と課題の見直し

ア 現状の分析と課題の整理

下表の平成29年度に収容した犬及び猫の処分（返還、譲渡、殺処分）状況を見ると、収容した猫に占める所有者不明猫の割合（75%）及び収容した猫の殺処分数率（85%）が高いことがわかる。このため、収容動物の殺処分数削減を目指す本県の課題は、いかに所有者不明の猫を減らすことができるかにある。

	収容数	返還数	譲渡数	殺処分数	順位	
					全国順位	東北順位
犬	853頭	360頭	342頭	139頭(16%)	21位	2位
猫	2,874匹	6匹	417匹	2,435匹(85%)	2位	1位
うち、所有者不明猫 2,146匹(75%)						

イ 課題解決に向けた新たな施策

- ・ 要望を受け随時行う職員による特定住民向け「猫の飼い方出張講座」
- ・ 「犬及び猫の3ない運動（標語）」

(3) 計画の最終目標の見直し

9つの代表指標のうち6つについて、成果目標（最終目標）の見直しを行う。

- ・ 中間目標達成済みの4つの指標については、削減数を上積みする。

犬の引取り数、犬の捕獲頭数、犬の苦情件数、犬の殺処分数

- ・ 中間目標未達成の2つの指標については、削減数を緩和する。

猫の引取り数、猫の殺処分数

表) 計画の代表指標と成果目標

代表指標	基準値 (平成18 年度)	平成 29年度 実績	中間 評価	成果目標			
				中間 目標 (H30年度)	最終 目標 (H35年度)	新しい 最終目標	比較 増減
犬の引取り数	944頭	255頭	A	400頭 以下	230頭 以下	200頭 以下	↓
猫の引取り数	4,031匹	2,874匹	B	2,000匹 以下	1,000匹 以下	2,000匹 以下	↑
狂犬病予防注射 実施率	75.5%	75.3%	C	100%	100%	同左	—
犬の捕獲頭数	2,229頭	598頭	A	850頭 以下	550頭 以下	450頭 以下	↓
犬の苦情件数	3,521件	1,225件	A	1,500件 以下	1,000件 以下	950件 以下	↓
犬の殺処分数	2,589頭	139頭	A	600頭 以下	600頭 以下	120頭 以下	↓
猫の殺処分数	4,014匹	2,435匹	B	2,000匹 以下	1,000匹 以下	1,600匹 以下	↑
動物愛護ボラン ティア登録者数	262名	338名	B	400名	500名	同左	—
動物取扱業(特定 動物飼養施設を 含む)における違 反件数	0件	0件	A	0件	0件	同左	—

3 公表予定時期

平成31年3月下旬

4 進捗状況等

現在、県民意見(パブリックコメント)の募集の他、県内市町村(中核市を除く)に対して意見を募っている。